

移動等円滑化取組計画書

令和3年8月20日

住 所 大阪府大阪市北区中之島 1-3-20

事業者名 大阪市

代表者名 大阪市長 松井 一郎

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 船舶等の整備に関する事項
・保有する船舶のうち、船舶「海桜」は、バリアフリー対策は行っているが、更新時期に合わせ建造する新造船は、バリアフリー基準に適合した船舶とする。
(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項
・安全運航に必要な知識・技能の向上や利用者への対応などを含めた研修を実施する。
・船舶の乗船・下船時には必ず職員が付き添い、円滑な乗降のための支援を実施する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
新造船	・導入する新造船は、バリアフリー基準に適合した船舶とする。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
設備を用いた役務の提供	・渡り板等を使用して、浮き台船における車いす利用者の円滑な乗降に必要な役務を提供する。(過年度から継続実施)

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降の介助や誘導などの支援を行う職員の配置	・乗船、下船時に移動経路上に乗降の介助や誘導等の支援を行う職員を配置する。(過年度から継続実施)

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降補助サービスの提供	・乗降補助サービスの依頼を事前連絡するための連絡先を各渡船施設内に掲示し、取組みの周知を行う。(過年度から継続実施)

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
安全教育の実施	・すべての職員に対して、安全運航に必要な知識・技能の向上や利用者への対応などを含めた研修を年2回実施する。(過年度から継続実施)

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
各施設への掲出による案内	・乗降補助サービスの案内を渡船場施設内に掲出し、お声かけによる利用者への周知や、適正な配慮を心掛け、安全に安心してご利用いただけるよう啓発活動を実施します。

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

・利用者からの意見を参考に、乗降補助サービスの改善に取り組むとともに、職員からの案内を強化し、利用しやすい環境整備を図る。(過年度から継続実施)
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V 計画書の公表方法

・大阪市のホームページにて公開

VI その他計画に関連する事項

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。